

所有者不明土地及び空き家等に関する重点提言

人口減少社会の到来に伴い喫緊の課題となっている所有者不明土地の発生抑制・解消及び空き家等対策を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に資する税制上の優遇措置や相続登記の義務化等を検討すること。

(3) 特定空家等の円滑な除却に資するため、財政措置の拡充など、積極的な支援措置を講じること。

また、空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、様々な地域の特性に応じた取組事例や課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. マンションの管理適正化の推進

(1) マンションの老朽化等に対応するため、まずは所有者等の責任における自主管理を徹底させるとともに、分譲事業者や管理業者等が業界全体として管理適正化を促す仕組みを構築すること。

また、都市自治体が行うマンションの管理適正化の取組に係る支援措置を拡充すること。

(2) 「マンション管理適正化法」が改正された場合において、国が策定する基本方針については、都市自治体の意見を十分に踏まえること。